

放送番組の編集の基準

1. 人権

- ① 基本的人権を尊重する。
- ② 人命を重視し、個人・団体の名誉、プライバシーを尊重する。
- ③ 人種、性別、職業、境遇、信条を如何なる理由でも差別しない。

2. 法と政治

- ① 民主主義の精神に立ち社会秩序を尊重する。
- ② 順法の精神を尊び、非社会的行為を肯定的に取り扱ったり、いたずらに不安を煽ったりしない。
- ③ 政治及び意見の分かれる社会問題については、できるだけ多くの角度から論じ、公正な立場を守る。
- ④ 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏重しない。
- ⑤ 国際親善を害する虞れのある問題については、その取り扱いに注意する。
- ⑥ 人種、民族、国家に関することを取り扱う場合は、その感情を尊重する。

3. 未成年への配慮

- ① 児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮する。
- ② 法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。
- ③ 未成年者による喫煙等、社会常識を逸脱した行為を正当化することのないようにする。
- ④ 児童及び青少年の心身や品性に過度の影響を与えるような言葉や表現には格別に配慮する。
- ⑤ 暴力や武力を表現するときは、児童及び青少年に影響がないように配慮する。
- ⑥ 児童を出演させる場合は、児童として相応しくないことをさせない。
- ⑦ 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- ⑧ 性に関する事柄は、未成年者に配慮のうえ、いたずらに嫌悪感をもたらさないようにする。
- ⑨ 性の表現については、社団法人衛星放送協会の規定に基づき充分に社内で協議し、ペアレンタル・ロック（視聴年齢制限）を設定するなど、未成年への配慮を行う。

4. 家庭と社会

- ① 家庭生活、社会秩序や公序良俗を乱すような思想や言動を肯定的に取り扱わない。
- ② 犯罪や賭博等、反社会的団体や反社会的行為を如何なる場合も肯定的に取り扱わない。
- ③ 迷信、占い、運勢判断及びこれらに類するものを断定的並びに肯定的に取り扱わない。

5. 宗教

- ① 信教の自由や各宗教・宗派の立場を尊重し、公正な取り扱いを行う。
- ② 宗教に関する放送の中で科学を否定する可能性のあるものは、慎重に取り扱う。
- ③ 特定宗教のための布教又は募金活動を行わない。

6. 広告

- ① 広告を放送するに当たり、真実を伝え、視聴者に利益をもたらす、健全な社会生活に役立つものを放送する。
- ② 広告の内容、表現、取り扱い等について関係法令を遵守する。
- ③ 広告は視聴者に誤解を与えないもの、社会的常識を持ったものを取り扱う。
- ④ 広告は広告主を明らかにし、責任の所在を明確にする。

7. 報道

ニュース報道に当たっては、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。

8. その他

- ① 分かり易く適切な言葉と文字を用いる。但し、海外より供給された映像素材を加工せずに放送する場合は、この限りではない。
- ② 著しく不快な感じや嫌悪感を与えるような表現や内容には格別に配慮する。
- ③ いたずらに人心に不安・動揺を与える過度の表現や内容を排する。
- ④ 暴力行為は、肯定的に取り扱わず、その表現は最小限に留める。
- ⑤ 犯罪を肯定したり、賭博及びこれに類するものを不当に煽ったりしない。
- ⑥ 外国作品を取り上げたり海外取材を行うに当たり、時代、国情、伝統、習慣等の相違を考慮する。
- ⑦ 時代劇等既存のドラマ・映画を放送するに当たり、原作通り放送している旨を明示することを条件に、著作者の立場を考慮して、可能な限り編集を行わない。
- ⑧ 放送番組の編集の基準を変更した場合には、放送法第5条第2項の規程に基づき、次の方法により速やかに公表する。
 - ・日本映画放送㈱が行う放送
 - ・当該事項を記載した書面の日本映画放送㈱の本社事務所への備置き
 - ・日本映画放送㈱または、時代劇専門チャンネルおよび日本映画専門チャンネルのホームページ